

平成29年7月20日原規人発第1707201号 原子力規制委員会委員長決定

平成30年3月30日原規人発第1803301号 改正

高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令を次のように定める。

平成29年7月20日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターに置かれる職のうち高度の専門的な知識及び経験が求められるものに任用される者が有しなければならない資格（以下「任用資格」という。）について定めることにより、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの職員について科学的・技術的専門性の維持及び向上を図ることを目的とする。

(高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用)

第2条 別表第1の高度の専門的な知識及び経験が求められる職の欄に掲げる職は、それぞれ同表の任用資格の種類欄に掲げる任用資格を有する者のうちから任用するものとする。

(任用資格の種類)

第3条 任用資格の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基本原子力検査資格
- (2) 中級原子力検査資格
- (3) 上級原子力検査資格
- (4) 基本原子力安全審査資格
- (5) 中級原子力安全審査資格
- (6) 上級原子力安全審査資格
- (7) 基本保障措置査察資格
- (8) 中級保障措置査察資格
- (9) 上級保障措置査察資格

- (10) 基本危機管理対策資格
- (11) 中級危機管理対策資格
- (12) 上級危機管理対策資格
- (13) 基本放射線規制資格
- (14) 中級放射線規制資格
- (15) 上級放射線規制資格

(任用資格を有する者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該任用資格を有するものとする。

- (1) 任用資格の種類に応じ、それぞれ別表第2の学歴又は職歴欄に掲げる要件を満たす者で、次のいずれかに該当するもの

- イ 同表の教育訓練の課程欄に掲げる原子力安全人材育成センター所長（以下「所長」という。）が別に定めるところにより行う教育訓練の課程を修了した者

- ロ 所長が別に定めるところにより行う試験に合格した者

- (2) 前号に掲げる者と同等以上の科学的・技術的専門性を有していると原子力規制委員会委員長が認めた者

2 任用資格を有する者は、所長が別に定めるところにより、その専門性を保持するために必要な教育訓練を受けなければならないものとし、当該教育訓練の課程を修了しないときは、任用資格は、その効力を失うものとする。

3 職員の任用資格の得喪に関する記録は、原子力規制庁長官が所長の協力を得て原子力規制庁長官官房人事課長に管理させるものとする。

(内閣府への情報提供)

第5条 所長は別に定めるところにより、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第30条第1項の原子力防災専門官の任用に必要な範囲内において、第3条第10号から第12号までの任用資格を有する者の当該任用資格に関する情報を内閣府政策統括官（原子力防災担当）に提供することができる。

(細則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、任用資格に関し必要な事項（第4条第1項及び第2項の教育訓練並びに第5条の情報の提供に係るものを除く。）は、別に長官が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、制定の日から施行する。ただし、第2条の規定は、次の各号に掲げる任用資格の種類に応じ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる任用資格 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条の施行の日

- (2) 第3条第4号から第12号までに掲げる任用資格 平成30年4月1日  
(3) 第3条第13号から第15号までに掲げる任用資格 改正法第5条の施行の日  
(原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件の一部改正)

第2条 原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件（平成24年9月19日原規総発第120919016号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- 五 高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成29年7月20日原規人発第1707201号）第3条第1号から第3号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（核物質防護検査官の資格要件の一部改正）

第3条 核物質防護検査官の資格要件（平成24年9月19日原規総発第120919017号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- 六 高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成29年7月20日原規人発第1707201号）第3条第1号から第3号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（原子力規制庁組織細則第10条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令の一部改正）

第4条 原子力規制庁組織細則第10条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令（平成24年9月19日原規総発第120919114号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- 四 高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成29年7月20日原規人発第1707201号）第3条第11号及び第12号に掲げる任用資格のいずれかを有する者

（放射線検査官の資格要件の一部改正）

第5条 放射線検査官の資格要件（平成25年4月1日原規総発第130327006号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- 八 高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令（平成29年7月20日原規人発第1707201号）第3条第13号から第15号までに掲げる任用資格のいずれかを有する者

（資格要件に関する訓令の廃止）

第6条 次の各号に掲げる原子力規制委員会委員長訓令は、当該各号に定める日に廃止する。

- (1) 核物質防護検査官の資格要件 改正法第3条の施行の日

- (2) 原子力規制庁組織細則第10条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件に係る訓令 平成30年4月1日
- (3) 原子力規制庁組織細則第10条及び別表第2に規定する原子力防災専門官の資格要件研修に係る訓令（平成24年9月19日原規総発第120919115号） 平成30年4月1日
- (4) 放射線検査官の資格要件 改正法第5条の施行の日
- (5) 上席放射線防災専門官の資格要件に関する訓令（平成29年6月30日原規人発第1706305号） 平成30年4月1日

別表第1（第2条関係）

高度の専門的な知識及び経験が求められる職	任用資格の種類
改正法第3条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第11項の原子力規制検査（以下単に「原子力規制検査」という。）を行う職（特に又は極めて高度の専門性が求められるものを除く。）	次のいずれかの任用資格 1 基本原子力検査資格 2 中級原子力検査資格 3 上級原子力検査資格
原子力規制検査を行う職のうち特に高度の専門性が求められるもの	次のいずれかの任用資格 1 中級原子力検査資格 2 上級原子力検査資格
原子力規制検査を行う職のうち極めて高度の専門性を求められるもの	上級原子力検査資格
安全審査官 高経年化対策専門職	次のいずれかの任用資格 1 基本原子力安全審査資格 2 中級原子力安全審査資格 3 上級原子力安全審査資格
主任安全審査官 廃止措置専門官 特殊施設審査官	次のいずれかの任用資格 1 中級原子力安全審査資格 2 上級原子力安全審査資格
安全規制調整官 特殊施設規制官 安全管理調査官 上席安全審査官	上級原子力安全審査資格
査察専門職	次のいずれかの任用資格 1 基本保障措置査察資格 2 中級保障措置査察資格 3 上級保障措置査察資格
査察官 保障措置制度設計専門官	次のいずれかの任用資格 1 中級保障措置査察資格 2 上級保障措置査察資格
首席査察官	上級保障措置査察資格
原子力防災官	次のいずれかの任用資格 1 基本危機管理対策資格 2 中級危機管理対策資格 3 上級危機管理対策資格

<p>上席放射線防災専門官 原子力艦放射能調査専門官 原子力防災専門官</p>	<p>次のいずれかの任用資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中級危機管理対策資格</li> <li>2 上級危機管理対策資格</li> </ol>
<p>環境放射能対策官 上席原子力防災専門官</p>	<p>上級危機管理対策資格</p>
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条第1項の放射線検査官の事務その他の放射線障害防止事務（改正法第5条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく許可の審査、検査その他の活動をいう。以下同じ。）を行う職（特に又は極めて高度の専門性を求められるものを除く。）</p>	<p>次のいずれかの任用資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本放射線規制資格</li> <li>2 中級放射線規制資格</li> <li>3 上級放射線規制資格</li> </ol>
<p>放射線障害防止事務を行う職のうち特に高度の専門性を求められるもの</p>	<p>次のいずれかの任用資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中級放射線規制資格</li> <li>2 上級放射線規制資格</li> </ol>
<p>放射線障害防止事務を行う職のうち極めて高度の専門性を求められるもの</p>	<p>上級放射線規制資格</p>
<p>原子力安全人材育成センター上席指導官 原子力安全人材育成センター総括指導官</p>	<p>次のいずれかの任用資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上級原子力検査資格</li> <li>2 上級原子力安全審査資格</li> <li>3 上級保障措置査察資格</li> <li>4 上級危機管理対策資格</li> <li>5 上級放射線規制資格</li> </ol>
<p>原子力安全人材育成センター教官</p>	<p>次のいずれかの任用資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上級原子力検査資格</li> <li>2 上級原子力安全審査資格</li> </ol>

別表第2（第4条関係）

任用資格の種類	学歴又は職歴	教育訓練の課程
基本原子力検査資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において、理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「理学・工学を修めた大学卒業者等」という。）であって、保安行政事務（原子力施設その他の保安に関する行政事務をいう。以下同じ。）に通算して2年以上又は保安事務（原子力施設に係る設計、建設、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務をいう。以下同じ。）に通算して3年以上従事したもの</p> <p>2 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校（以下「短期大学等」と総称する。）において、理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「理学・工学を修めた短期大学卒業者等」という。）であって、保安行政事務に通算して4年以上又は保安事務に通算して5年以上従事したもの</p> <p>3 保安行政事務に通算して6年以上又は保安事務に通算して7年以上従事した者</p> <p>4 核物質防護の検査に係る任用資格にあつては危機管理に関する行政事務に通算して2年以上従事した者</p>	基本原子力検査資格課程

中級原子力検査資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理学・工学を修めた大学卒業等 であって、保安行政事務に通算して 5年以上又は保安行政事務及び保安 事務（以下「保安事務等」と総称す る。）に通算して6年以上従事した もの</li> <li>2 理学・工学を修めた短期大学卒業 者等であって、保安行政事務に通算 して7年以上又は保安事務等に通算 して8年以上従事したもの</li> <li>3 保安行政事務に通算して9年以上 又は保安事務等に通算して10年以 上従事した者</li> <li>4 核物質防護の検査に係る任用資格 にあつては危機管理に関する行政事 務に通算して4年以上従事した者</li> </ol>	中級原子力検査資格課程
上級原子力検査資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理学・工学を修めた大学卒業等 であって、保安行政事務に通算して 8年以上又は保安事務等に通算して 9年以上従事したもの</li> <li>2 理学・工学を修めた短期大学卒業 者等であって、保安行政事務に通算 して10年以上又は保安事務等に通 算して11年以上従事したもの</li> <li>3 保安行政事務に通算して12年以 上又は保安事務等に通算して13年 以上従事した者</li> <li>4 核物質防護の検査に係る任用資格 にあつては危機管理に関する行政事 務に通算して8年以上従事した者</li> </ol>	上級原子力検査資格課程
基本原子力安全審査 資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理学・工学を修めた大学卒業等 であって、保安行政事務に通算して</li> </ol>	基本原子力安全審査資格 課程

基本保障措置査察資格	<p>2年以上又は保安事務に通算して3年以上従事したもの</p> <p>2 理学・工学を修めた短期大学卒業者等であって、保安行政事務に通算して4年以上又は保安事務に通算して5年以上従事したもの</p> <p>3 保安行政事務に通算して6年以上又は保安事務に通算して7年以上従事した者</p>	基本保障措置査察資格課程
中級原子力安全審査資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 理学・工学を修めた大学卒業者等であって、保安行政事務に通算して5年以上又は保安事務等に通算して6年以上従事したもの</p> <p>2 理学・工学を修めた短期大学卒業者等であって、保安行政事務に通算して7年以上又は保安事務等に通算して8年以上従事したもの</p> <p>3 保安行政事務に通算して9年以上又は保安事務等に通算して10年以上従事した者</p>	中級原子力安全審査資格課程
中級保障措置査察資格		中級保障措置査察資格課程
上級原子力安全審査資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 理学・工学を修めた大学卒業者等であって、保安行政事務に通算して8年以上又は保安事務等に通算して9年以上従事したもの</p> <p>2 理学・工学を修めた短期大学卒業者等であって、保安行政事務に通算して10年以上又は保安事務等に通算して11年以上従事したもの</p> <p>3 保安行政事務に通算して12年以上又は保安事務等に通算して13年以上従事した者</p>	上級原子力安全審査資格課程
上級保障措置査察資格		上級保障措置査察資格課程
基本危機管理対策資格	<p>防災その他危機管理（緊急時の放射線の監視及び測定に関するものを含む。以下同じ。）に関する行政事務に通算</p>	基本危機管理対策資格課程

	して2年以上従事したこと	
中級危機管理対策資格	防災その他危機管理に関する行政事務に通算して4年以上従事したこと	中級危機管理対策資格課程
上級危機管理対策資格	防災その他危機管理に関する行政事務に通算して8年以上従事したこと	上級危機管理対策資格課程
基本放射線規制資格	次のいずれかに該当すること 1 大学において自然科学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「自然科学を修めた大学卒業者等」という。）であって、放射線による障害の防止に関する事務（以下「放射線障害防止関係事務」という。）に通算して1年以上従事したもの 2 短期大学等において自然科学に関する学科を修めて卒業した者（これと同等以上の学力を有すると委員長が認める者を含む。以下「自然科学を修めた短期大学卒業者等」という。）であって、放射線障害防止関係事務に通算して2年以上従事したもの 3 放射線障害防止関係事務に通算して4年以上従事した者 4 第一種放射線取扱主任者免状を有する者	基本放射線規制資格課程
中級放射線規制資格	次のいずれかに該当すること 1 自然科学を修めた大学卒業者等であって、放射線障害防止関係事務に通算して4年以上従事したもの 2 自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、放射線障害防止関係事務に通算して5年以上従事したもの 3 放射線障害防止関係事務に通算して7年以上従事した者	中級放射線規制資格課程

	4 第一種放射線取扱主任者免状を有する者であって、放射線障害防止関係事務に通算して3年以上従事したもの	
上級放射線規制資格	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 自然科学を修めた大学卒業者等であって、放射線障害防止事務関係に通算して7年以上従事したもの</p> <p>2 自然科学を修めた短期大学卒業者等であって、放射線障害防止関係事務に通算して8年以上従事したもの</p> <p>3 放射線障害防止関係事務に通算して10年以上従事した者</p> <p>4 第一種放射線取扱主任者免状を有する者であって、放射線障害防止関係事務に通算して6年以上従事したもの</p>	上級放射線規制資格課程